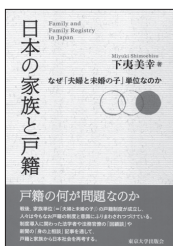


# 書評と紹介

下夷美幸著

## 『日本の家族と戸籍』

——なぜ「夫婦と未婚の子」  
単位なのか』



評者：堀江 有里

### 1 戸籍への着目——本書の意義

本書は、家族社会学の観点から戸籍をテーマとした大変貴重な研究書である。戸籍研究の多くは法学の分野で担われてきた。そのようななか、「家族」という枠組み自体への問題関心から執筆された本書は、戸籍という制度、そして法の背景にある社会構造や人びとの意識を形成する規範が生み出す問題が、いかにわたしたちの日常と結びついているかを提示する。

戸籍とは何かを概観するところからはじまり、本書が貫いているのは、明治政府が生み出した近代戸籍制度、そして戦後の戸籍法が基礎とする「家族」単位への問いである。戦後、家制度は廃止され、戸籍は「夫婦と未婚の子」で編成される身分登録システムとなった。それでもなお、「家族」という枠組みに翻弄され、戸籍を「汚さない」ために苦悩し、葛藤する人びとの姿がある。なぜ、家制度廃止とともに個人単位の登録簿に切り替えることができなかったのか。もし、個人単位が実現されていたのなら、戸籍に翻弄される人びとの苦悩も存在しな

かったのではない。本書は、そのような疑問を丁寧にもといてくれる。

本書の課題として提示されるのは、①戦後の戸籍はどうして家族単位になったのか（第2・3章）、また②家族単位の戸籍が戦後の家族にどのように作用したのか（第4・5章）というふたつの柱である。前者については、1947年の戸籍法改正に際しての起草委員会や法務官僚たちの回顧録や講演などから、戦前に引きつづき、家族単位が採用されることとなった文脈が検討される。そして後者については、家族単位の戸籍に苦悩する人びとの現実が、新聞の「身の上相談」と回答から分析される。そこで明らかにされるのは、それぞれの事情を通してあらわになる家族観である。そして、最終章では、家族単位で運用されてきた戸籍が、「婚姻家族」——婚姻届を出した夫婦とその間に生まれた子のみからなる家族——を規範化する様相が、婚外子の比率の低さなどから示され、「家族」単位の抜本的な見直しの必要が強調される（第6章）。

近代戸籍制度は日本「国民」の管理システムとして存在しつづけている。日本国籍をもつ者は戸籍簿と住民基本台帳という二重の名簿で管理される。しかしながら、多くの人びとはこれらの制度に関心があるとはいいがたい。二重の管理システムが存在することすら、意識されることはほとんどない。そもそも、住民サービスの多くは住民基本台帳によって実施されており、わたしたちが戸籍に触れる機会は日常的にはそう多くはない。ただし、戸籍に触れる機会がそう多くはないのは日本国籍をもつ者のうち、とくに〈問題〉に直面せずにいる場合には、である。他方で、戸籍制度は、少なくない

人びとにとって厄介な問題を保持しつづけるシステムでもある。

評者は、以上のような問題関心をもって本書と出会ったのだが、戦後の戸籍をめぐるあゆみを踏まえると、事柄はそう単純ではないと気づかされた。戸籍法の改定過程を担った人びとや時代状況にしても、その結果として施行された戸籍法に翻弄される人びとにしても、複雑な現実が横たわっていることが本書では詳細に描き出されているからだ。

誰が、どこで、どのような日常を育んできたのか。どのような文脈において、戸籍というひとつのシステムと向き合ってきたのか。本書を通して学んだひとつにつきのようなことがある。多くの史料を駆使した分析はもちろん貴重なものではある。同時に、本書が読者に突きつけるのは、そこに引用されている数々の〈声〉から垣間見える人びとの日常がある、ということだ。著者が「当事者の声」にこだわったと言及するように、どのように想像力を働かせながら、史料と向き合い、出来事に迫ることができるのか、という研究方法についても大きな学びがあったことを記しておきたい。

以下、本書に描き出されたふたつの柱からいくつかの論点を拾い上げていくこととしたい。その後、評者の関心から若干の課題を提起しておきたい。

## 2 戦後戸籍の改正プロセス

### —戸籍事務の煩雑さ

戦後、起草委員会による戸籍改正の提示案は、民法上の「家」は廃止するものの、形式は維持するというものであった(34-35頁)。しかし、抜本的に形式を変更し、「個人カード方式」にすべきだとの主張もあったという。たとえば起草作業にあたった川島武宜が戦前の「家」制度と戸籍を結びつけて認識しているのは、戸

籍のイデオロギー性を深く認識していたからだ」と著者は分析する(45頁)。

また、当時は賛成しなかったものの、後に振り返り、個人単位にすべきだったと述べるのは、起草作業にあたった我妻栄である。我妻は、1953年の時点で、起草作業当時、「戸籍に対する国民感情を見誤った」とし、後悔の弁を述べている。そこには時代背景がある。日本のGHQによる占領からわずか7年を経て、サンフランシスコ講和条約発効(1952年)を機会とし、「家」制度への回帰を求める保守派の議論が強まっていく。文書で明らかにされたわけではないが、その足がかりに戸籍があった(52頁)。

個人単位が採用されなかったのは、実務負担という現実問題もあった。実際の戸籍法改正作業を担ったのは、おもには法務官僚であった。本書では、たとえば、当時、司法省事務官であった青木義人の振り返り(1978年)が引用される。

(……) 物資は欠乏し財政は破綻しかけているという困難な時でしたから、かような時期に戸籍事務にとり大きな負担となるような変革ができるわけがないのであります。紙一つにしたって容易に入手できないという時に、戸籍というものをそう大きくいじるということは、実務面からいってもほとんど不可能に近いといわざるを得ないわけです(76頁)。

物資も人手もない。しかし、戦争の事後処理という膨大な課題はある。戸籍が滅失した市町村では再製作業——当然だが手書きである——が急がれ、かつ、戦没者や引揚者などの戸籍整理も必要となる。証明書がなければ、配給を受け取ることもできないので、人びとは役所の窓口に殺到する。このあたりの回顧録を拾い上げ

た本書の記述は臨場感をもって迫ってくる。とくに物資不足について、出版図書数や紙生産高とあわせて背景分析がなされており、当時、個人単位に改正されていれば、戸籍制度の運用は立ち行かなかったであろうと著者は述べる(253頁)。

ほかにも理由はある。GHQからは、合理性や効率性を理由に東京一極管理が求められたこと、個人単位が求められたこと。戸籍法改正にあたり、それらへの拒否という態度があったことも、詳細な記述によって明らかにされる。しかしながら、当時の関係者の思惑とは裏腹に、東京一極管理(=政府による管理)については、後述するように、21世紀になって成し遂げられつつある。あまりにも皮肉な流れではないだろうか。

### 3 戸籍に翻弄される人びと

#### —「婚姻家族」・規範の形成

本書のふたつめの柱は、家族単位の戸籍が戦後の家族にどのように作用したのかについての分析である。「身の上相談」から抽出されるテーマは、①婚外子(第4章)、②結婚・離婚・再婚(第5章)にまつわるものである。

この分析は、本書の最初に取り組みされた課題であるという。母子世帯や離婚をめぐる家族政策の研究を積み重ねてきた著者は、これまでの研究から、戸籍が重要なテーマであると認識していたという。とくに、新聞の「身の上相談」の戸籍にまつわる記事が戸籍制度の研究に没頭していくきっかけであったという。であるからこそ、本書の醍醐味はここにある。紙幅の都合により、事例紹介は省略するが、著者はつぎのようにまとめている。

婚外出産、離婚、再婚の当事者は、「夫婦とその間に生まれた子のみ」の戸籍、あるいは

は、限りなくそれに近い戸籍を確保しようと懸命になっている。それは「婚姻家族」規範に縛られ、それに抗することもできず、もがき苦しむ人々の姿である(243頁)。

「婚姻家族」規範がいかに強固に存在するのか。それは相談者のみならず、回答者の応答にもみられる。戸籍に翻弄される人びとの現実には、家制度が廃止されても、戸籍が社会のなかで家族観を再生産しつづけていることが強く示唆されているのではないだろうか。また、夫の婚外関係によって苦悩する人びとも含め、取り上げられる相談者は、ほぼ女性であることにも注目したい。つまり、戦前の「家」制度の枠組みと同様、いま現在もしっかりと性別役割は存在しているのだ。「家族」単位の戸籍によって。

さて、このように戸籍に翻弄されるのは、特殊な立場に置かれた人びとなのだろうか。評者の問題関心から、ほとんどの人びとは戸籍に関心がない、と先述した。しかし、著者が指摘しているように、「身の上相談」に投書する人も、さらには掲載される事例も少数かもしれないが、掲載を選定するのは新聞社である。「その際には当然、多くの読者が意識され、読者から一定の共感や理解が得られるような悩みが選ばれる」のであり、「人々の常識や社会認識の枠のなかで、容認される内容が掲載されるのである」(30頁)。とすれば、実際には、想像以上に戸籍が多くの人びとに意識されているといえるのかもしれない。

### 4 戸籍と家族—国民管理

本書を紹介するエッセイで著者はこう述べる。

結局、日本の政策の根底には、家族は「夫婦と子ども」からなるもの、それ以外は周辺

的な存在，という見方があるのではないか。突き詰めていけば、「夫婦と子ども」といっても、それは「法律婚夫婦とその嫡出子」のことではないのか。さらに巨視的にみれば、戦後の日本社会では、「法律婚夫婦とその嫡出子」があるべき家族として規範化され、それがいまま強力に作用しているのではないか<sup>(1)</sup>。

このような政策の基盤となり、あるべき家族像を規範化しているのが戸籍制度でもある。では、そこからはみでる人びとに葛藤を強いる状況を少しでも改善していくためにはどうすればよいのだろうか。本書は、つぎのような力強い言葉で締めくくられる。

戸籍が家族単位であることは、決して自明なことではない。家族単位を選択した当事者（法改正に従事した法学者や法務官僚ら——評者注）の真意をその語りから汲み取れば、いま取り組むべきことは、家族単位から個人単位に改めることである。個人単位に改めることで、戸籍は身分関係の公証ツールとしての機能を発揮し、人々の暮らしと人生を支えるものとなる。戸籍制度を抜本的に見直すことこそが、身の上相談に寄せられた戸籍をめぐる相談への回答である。それはまた、戸籍の呪縛から日本の家族を解放することでもある（261頁）。

たしかに、戸籍が家族単位で形成されているからこそ、「婚姻家族」を中心とした観念は残存しつつける。しかしながら評者はこう自問してしまうのだ。そもそも、戸籍制度は必要なのだろうか、と。冒頭に記したとおり、日本には戸籍簿と住民基本台帳という二重の管理システムがある。少なくとも非合理的なこのシステムを統合することはできないものだろうか。一本

化するのであれば、住民サービスのほとんどが基盤としている住民基本台帳を残せばいい。もちろん、個人単位での登録に変更すべきであろう。

かつて、戸籍研究者の佐藤文明は、戸籍とは「天皇にまつろう者」たちの「臣民簿」であると表現した（佐藤 1988）。天皇・皇后は大統譜、その他の皇室は皇統譜に登録され、戸籍に組み込まれているわけではない。外国籍住民も別管理である。また、戸籍の記載事項によって、部落差別、婚外子や性別変更者への差別<sup>(2)</sup>なども再生産されつづけている。

天皇制を補完するためにつくられたのが近代戸籍制度だという佐藤の議論を踏まえると<sup>(3)</sup>、このような差別の温床であるシステムの廃絶を思考したいと評者は考えている。もちろん、その思考作業は、本書のような丁寧な議論の積み重ねを踏まえて、模索していくべきであろう。

最後に、戸籍制度をめぐる現状の課題について、評者の関心から述べておきたい。評者が戸籍制度に関心をもったのは、婚姻制度や天皇制の問題がきっかけであった。そしてこれまでに〈反婚〉という概念を用いて、政策の背景にある思想や規範を批判的に考察してきた（堀江 2015：第2部；2021 など）。先述のように、戸籍制度は廃止すべきだと考えているのだが、昨今懸念しているのは以下の2点である。

まず、戸籍簿のオンライン化と政府による一元管理の問題である。20年前には「国民総背番号制」と批判され、反対の声があがっていた住民基本台帳ネットワークは、マイナンバー制度によって再構築され、現在ではわたしたちの日常生活にしっかりと入り込んでいる。同時に各自自治体が保持してきた戸籍簿に記載された情報も、オンライン化され、政府が一元把握する状態のなかにわたしたちはいる。家族・親族関係のみならず、健康保険や銀行口座も紐づけさ

れる計画もある。個々人の健康状況や財産・資産なども政府が一元化して把握するのは何のためだろうか。近代戸籍制度が徴兵や徴税のためにつくられた後、軍国主義へと邁進していった日本の歴史を振り返ると、危機感をもたざるをえない。

もうひとつは同性婚をめぐる諸課題である。さまざまな特権が——義務も——付与される婚姻制度に同性カップルは参入機会さえない状態は端的に不平等である。ただ、同性婚を求める動きのなかで、婚姻制度自体がはらむ問題はなかなか議論の俎上にのらない。「家族」単位や夫婦同氏強制についてなど、これまでの議論の蓄積との距離が横たわりつづけているのだ。

困難な〈問題〉に直面した人びとのみが戸籍に翻弄される。そのことは本書が明らかにしている。手遅れになる前に、どのような抵抗が可能なのか、評者も模索しつづけたいと改めて痛感した。

(下夷美幸著『日本の家族と戸籍——なぜ「夫婦と未婚の子」単位なのか』東京大学出版会、2019年11月、viii+275+15頁、定価3,960円(税込))

(ほりえ・ゆり 公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員／法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員)

#### 【参考文献】

遠藤正敬(2019)『天皇と戸籍——「日本」を映す鏡』筑摩書房

佐藤文明(1988)『戸籍うらがえ史考——戸籍・外登制度の歴史と天皇制支配の差別構造』明石書店

堀江有里(2015)『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版

——(2021近刊)「天皇制とジェンダー／セクシュアリティ——国家のイデオロギー装置とクィアな読解可能性」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編『クィア・スタディーズをひらく2——結婚、家族、労働』晃洋書房

(1) 下夷美幸「リレーエッセイ No.38『日本の家族と戸籍——なぜ「夫婦と未婚の子」単位なのか』」女性共同法律事務所、2020年8月19日(<https://www.josei-law.com/archives/blog/2387/>、最終閲覧2020年10月30日)。

(2) 性別変更者とは、「性同一性障害・特例法」(2003年)によって出生時に割り当てられた性別を変更する人びとを指す。この特例法は条件が厳しく、身体改変の手術が要件に含まれており、リプロダクティヴ・ヘルス／ライツの観点からも問題化されている。また、当該者以外の家族関係の記載を守るため、新戸籍の編成を伴うものである。

(3) また、近代戸籍制度と天皇制の関係については、遠藤(2019)に詳しいが、今後、フェミニズムの視点からのより詳細な研究も必要であろうと思われる。